

# 市営住宅入居申込みのご案内

(令和8年5月募集)



この案内書をよくお読みのうえお申込みください。

鈴鹿市営住宅管理センター

## 目次

I	定期募集の日程	1 頁
II	申込みから入居までの流れ	2～3 頁
III	申込み資格	4～7 頁
IV	資格の喪失	7 頁
V	優先対象者	7～8 頁
VI	家賃の決定方法	9 頁
VII	入居に関する注意事項	9 頁
VIII	申込書の記入例	10～11 頁

添付様式  
市営住宅入居申込書

### 申込み窓口・申込書配布先

#### 鈴鹿市営住宅管理センター

- ・配布・問い合わせ 平日 8 時 30 分から 17 時 30 分まで  
※毎週木曜日は 8 時 30 分から 19 時まで  
※毎月第 4 土曜日は営業しております。

※ 申込書・募集内容は、鈴鹿市営住宅管理センター、鈴鹿市営住宅管理センターウェブサイト (<https://suzuka-shijyu.com/>)、鈴鹿市役所 9 階住宅政策課で入手できます。

※ 市営住宅に関するお問い合わせは、鈴鹿市営住宅管理センターまでご連絡ください。

#### 鈴鹿市営住宅管理センター

住所 〒513-0809  
鈴鹿市西条五丁目 40 番 1 号  
電話 059-373-5371  
FAX 059-373-5372  
メールアドレス [suzukashiei@anabuki-housing.co.jp](mailto:suzukashiei@anabuki-housing.co.jp)  
Web サイト URL <https://suzuka-shijyu.com/>  
営業時間 平日 8:30～17:30  
※ 毎週木曜日は 8:30～19:00  
第 4 土曜日は営業しております。

# I 定期募集の日程

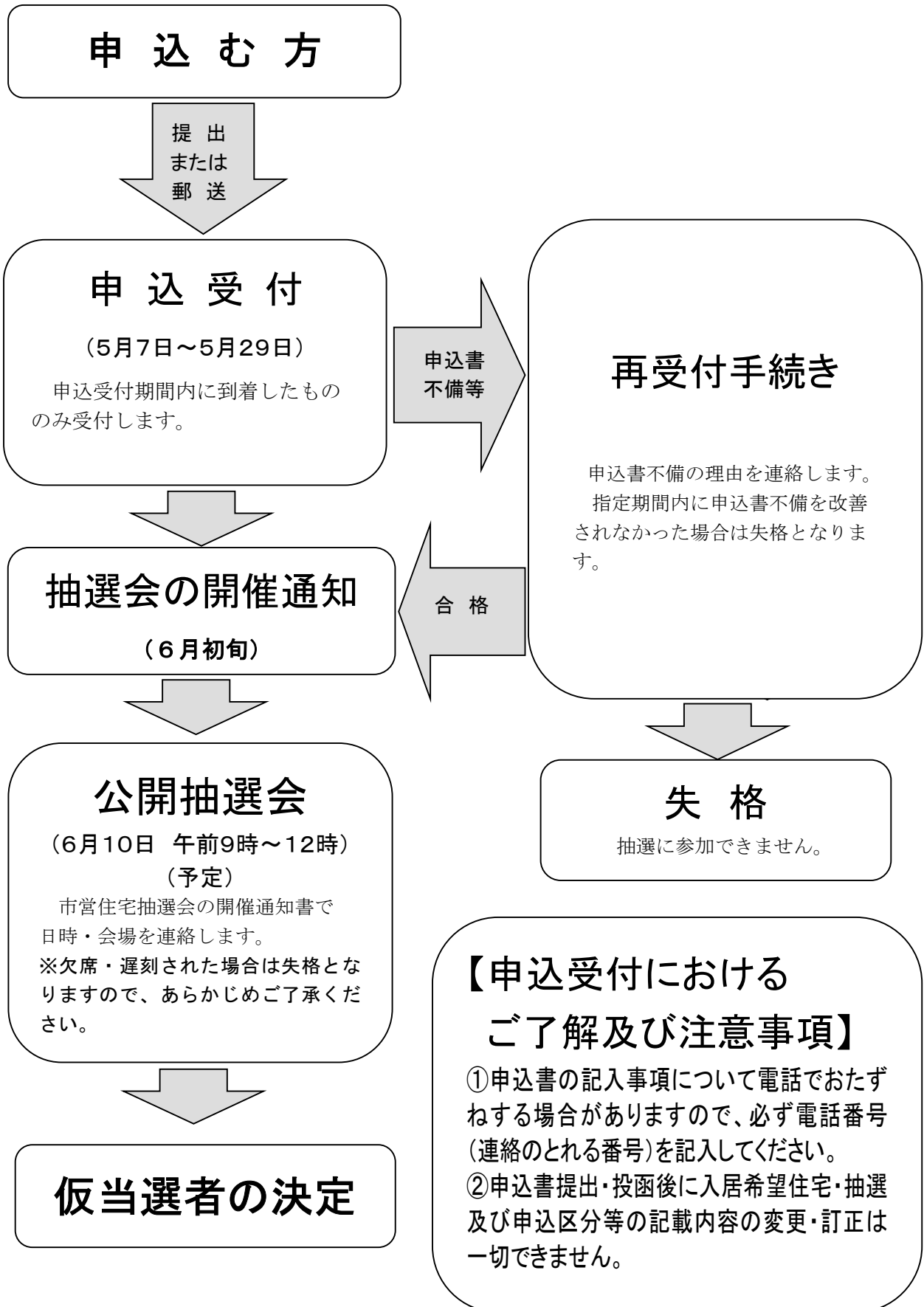
募集月	窓口または郵送による申込受付期間 (受付期間内に必着)	抽選日
5月募集	募集開始日～5月末日 入居指定日：8月3日	6月上旬ごろ
8月募集	募集開始日～8月末日 入居指定日：11月2日	9月上旬ごろ
11月募集	募集開始日～11月末日 入居指定日：2月1日	12月上旬ごろ
2月募集	募集開始日～2月末日 入居指定日：5月6日	3月上旬ごろ

(注意) ・募集開始日とは、募集月の5日又は5日が土日祝日の場合は翌営業日とします。

- ・申込みは「市営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、必要書類があれば添付して、鈴鹿市営住宅管理センターに提出してください。
- ・提出された「市営住宅入居申込書」等は、返還できません。
- ・入居申込みできる団地は市内で、1世帯あたり1団地です。
- ・申込み後には、希望する団地その他記載事項の変更はできません。
- ・抽選の結果、当選されても、本審査で必要書類を精査し、入居資格がないことが判明した場合は、入居できません。
- ・前回募集で当選し、その後、入居を辞退した方は申込みできません。
- ・募集を行う団地・募集戸数は、「広報すずか（募集月の5日号）」で案内し、募集開始日から鈴鹿市営住宅管理センター、鈴鹿市営住宅管理センターウェブサイト (<https://suzuka-shijyu.com/>)、鈴鹿市役所9階住宅政策課、鈴鹿市役所本館1・9階エレベーター前の掲示にて発表します。
- ・**郵送の場合は、受付期間内に到着したもののみ有効とし、期間外の郵送は受付いたしません。**
- ・詳細は、鈴鹿市営住宅管理センターにお問い合わせください。

## Ⅱ 申込みから入居までの流れ

### 1 申込みから抽選まで



## 2 仮当選から入居まで

仮当選された方

部屋決め・入居資格本審査の説明会（6月10日の抽選会后）

入居資格本審査の必要書類等をご説明します。

本審査・書類受付

住民票・所得証明書・連帯保証人等の必要書類を提出していただきます。

再受付手続き

不足書類等について再度提出を求めます。  
指定期間内に提出されなかった場合は失格となります。

入居資格本審査

提出いただいた書類により、入居資格の有無を審査します。

失 格

入居できません。

入居予定の部屋の見学（7月中旬）

部屋は、生活に支障がない程度の修繕はしていますが、美観を回復する修繕はしていません。  
このため、部屋は、床、壁、天井の内装等の汚れ・傷、流し台等のサビ等がある古い状態です  
ので、見学時に、部屋の状態に納得された方のみ入居契約をしていただきます。

入居決定、入居の説明（7月下旬）

入居決定者（入居契約予定者）に入居に際し必要な説明をいたします。

入居契約書等の必要書類の提出・敷金の支払いをしていただきます。

鍵渡し・入居（8月3日）

市営住宅の鍵をお渡しします。

### Ⅲ 申込み資格

市営住宅に入居申込みをするためには、受付期間の最終日までに次の1～8の条件を全て備えていることが必要です。

※申込者が入居名義人（入居契約者）となります。

なお、申込書提出後に申込者（入居名義人）を変更することはできません。

#### 1 鈴鹿市内に住所又は勤務場所があること。

申込者が鈴鹿市内に住所又は勤務場所がない場合は申込みできません。

#### 2 住宅に困窮していることが明らかなこと。

申込者及びその同居予定者に持ち家（共有持分を含みます。）があるときは申込みできません。（売買契約書等に記載された持ち家の明け渡し期日が入居指定日から1か月以内であり、かつ、入居指定日から3か月以内に登記が完了できる方は申込みできます。）

#### 3 現に同居し、又は同居しようとする3親等以内の親族（予定を含む）があること。

(1) 婚約者と申込みことができます。（入居指定日から3か月以内に入籍し、夫婦共に同居できる者に限ります。）

(2) 内縁関係の妻（夫）と申込みことができます。（住民票に「未届の妻（夫）」と記載されており、それぞれ戸籍上に配偶者のないことが確認できる者に限ります。）

(3) 同性パートナーなどと申込みことができます。（三重県が発行したパートナーシップ宣誓書受領証等でパートナーシップ関係を確認できる者に限ります。申込みの際にはパートナーシップ関係を確認できる書類の提出が必要です。）

(4) 次の場合は申込みできません。

ア 入居指定日から1月以内に入居申込書記載の「同居者」全員が入居できる見込みがないとき。

イ 配偶者があるが同居しないとき。（例えば、離婚する予定であっても受付期間最終日において、離婚が成立していなければなりません。）

ウ 税法上扶養関係がない親族等で構成された世帯、不自然に家族を分割する世帯及び不自然な寄り合い世帯（例えば、他の人に扶養義務のある親族、祖父母と扶養関係のない孫、おじ、おば、甥、姪等との申込みはできません。）のとき。

※ 申込書提出後、入居決定日までに申込者及び同居者の変更があるときは、その申込みは無効となります。（ただし、出生・死亡の場合による同居親族の変更の場合は有効ですが、婚約解消又は同居親族の死亡により単身となる場合は、無効となります。）

(5) 未成年者の申込みはできません。

(6) 例外的に単身で入居の申込みができる方は次のとおりです。

※ 単身入居ができる住戸は、一ノ宮団地、高岡山杜の郷、潮風の街磯山のうち、空き住戸があり募集している場合に限りです。

※ 常時の介護を必要とする場合は、居宅においてその介護を常に受けられることが条件になります。

※ 次のア～クのいずれかに該当する場合は、単身で入居の申込みができますので、それを証明できる書類の写し等を添付してください。

ア 60歳以上の者

イ 身体障がい者（1級から4級までの身体障害者手帳の所持者）

ウ 精神障がい者（1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳の所持者）

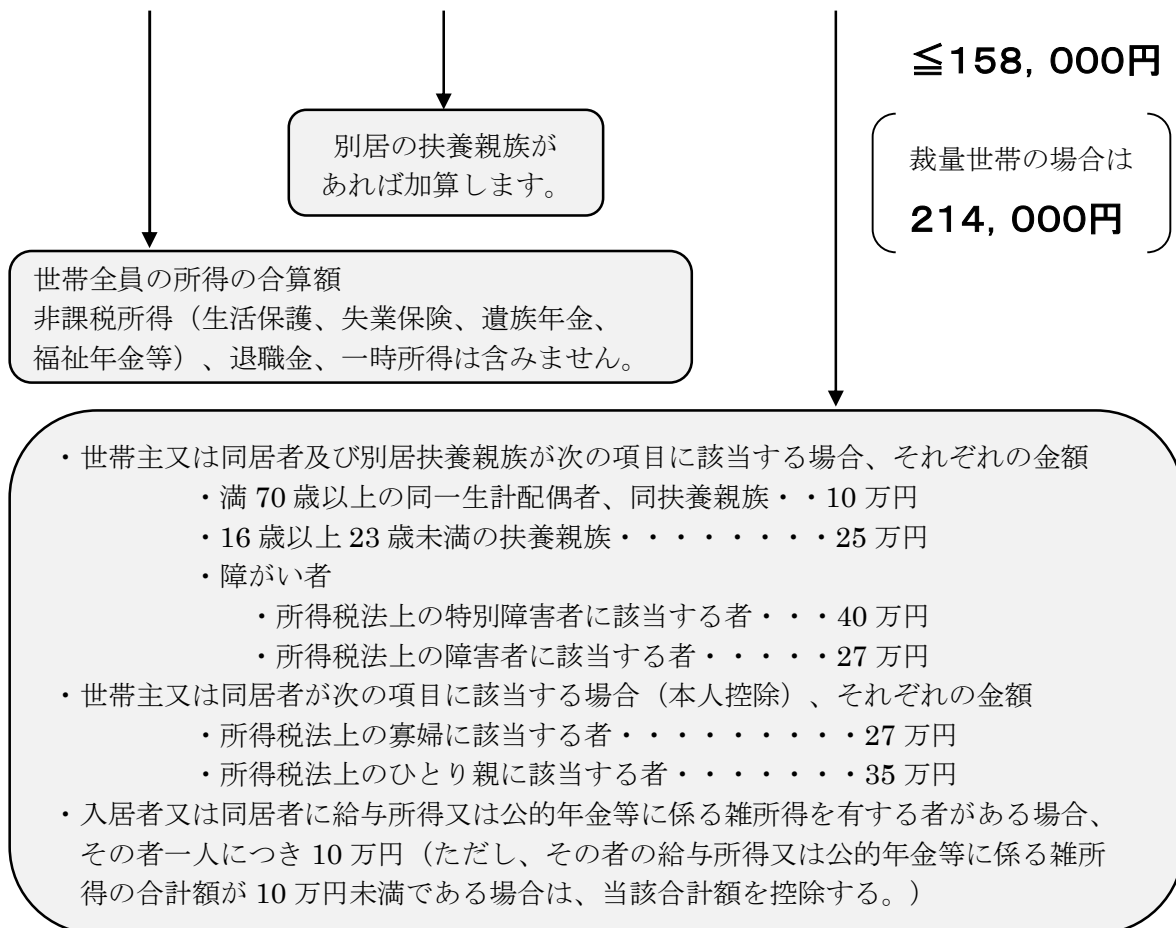
エ 知的障がい者（療育手帳又は知的障害者（児）証明書の所持者）

- オ 特殊の疾病による障がい者（医師の診断書等で確認できる場合）
- カ DV被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による（一時）保護終了後5年以内の者、同法による裁判所の命令発効から5年以内の者、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者、市役所等による「配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されている者）
- キ 生活保護法に規定する被保護者又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付対象者
- ク その他（戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、犯罪被害者等のいずれかに該当する者で、「V 優先対象者」の表にある要件を満たす者）

#### 4 収入が鈴鹿市市営住宅条例に定める基準の範囲内であること。

次の計算による金額が**158,000円以下**であること。

$$\{ \text{所得金額} - (\text{本人以外の同居親族数} \times 380,000 + \text{特別控除}) \} \div 12$$



◎ 入居者の中に次の者がいる場合は、裁量世帯として上記の計算による金額が**214,000円以下**であれば収入基準に適合となります。

- (1) 身体障がい者（1級から4級までの身体障害者手帳の所持者）
- (2) 精神障がい者（1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の所持者）
- (3) 知的障がい者（療育手帳又は知的障害者（児）証明書の所持者）
- (4) 特殊の疾病による障がい者（医師の診断書等で確認できる場合）
- (5) 戦傷病者（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症の状態にある者）

- (6) 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の「医療の給付」の認定を受けている者）
- (7) 海外からの引揚者（引き揚げてから5年を経過していない者）
- (8) ハンセン病療養所入所者等
- (9) 全員が60歳以上の世帯又は60歳以上と18歳未満のみの世帯
- (10) 小学校就学の始期に達するまでの同居者

## 5 過去に市営住宅に入居していた者は現に家賃を滞納していないこと。

過去において市営住宅に入居していた者で、現に家賃を滞納している方は申込できません。

該当する方が入居の申込みをしようとするときは、申込時点までに、滞納及び支払を免れた金額を全額納入（弁済）していただく必要があります。

## 6 申込者及び同居予定者が過去に市営住宅の明渡し請求を受けていないこと。

申込者又はその同居予定者が、過去において市営住宅に入居し、住宅の明渡し請求を受けている場合は申込みできません。

## 7 市税を滞納していないこと。

申込者又はその同居予定者が、市税を滞納している場合は申込みできません。

該当する方が入居の申込みをしようとするときは、申込時点までに、市税の滞納を全額納付していただく必要があります。

## 8 申込者又は同居予定者が暴力団員でないこと。

申込者又はその同居予定者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員である場合は、申込みできません。

## 【注意】入居契約時には連帯保証人を1人立てる必要があります。

連帯保証人は、独立の生計を営み確実な保証能力のある者で、「鈴鹿市内に住所又は勤務場所のある者」又は「申込者の親族（日本国内に居住し、書類で証明できること。）」とします。

確実な保証能力のある者とは、次のいずれかに該当するものとします。

### (1) 年間の総所得が124万8千円を超える者

ただし、年間の総収入に公的年金収入を含む場合は、総所得から公的年金所得を控除した額に、公的年金収入に0.657を乗じた額を加算した合計額が124万8千円を超える者を含みます。（遺族年金等の非課税年金は所得に含まれません。）

### (2) 消費税を適正に納付している個人事業者

### (3) 年間10万円以上の固定資産税（都市計画税を含む。）を適正に納付している者

※1 連帯保証人は、入居者が家賃を滞納したり法令に違反した場合は、入居者とともに、あるいは入居者に代わって法律上の責任を負わなければなりません。

連帯保証人になっていただく方にはその旨を十分に説明しておいてください。

※2 連帯保証人は、連帯保証する入居名義人の入居指定日が属する年度の住宅の家賃の額の30月分に相当する額を限度額とし、連帯保証債務を負うこととなります。

※3 連帯保証人は、公営住宅（市営住宅、県営住宅等）に入居していない者でなければなりません。

### 連帯保証人が免除となる場合

入居決定者（入居契約予定者）が次の要件のいずれかに該当する場合は、連帯保証人が免除できますので、鈴鹿市営住宅管理センターにご相談ください。

連帯保証人が免除となる場合は、緊急時に連絡できる者（緊急連絡人）が必要です。

- (1) 3親等以内の親族がないとき
- (2) 60歳以上の者

- (3) 身体障がい者（1級から4級までの身体障害者手帳の所持者）
- (4) 精神障がい者（1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳の所持者）
- (5) 知的障がい者（療育手帳又は知的障害者（児）証明書所持者）
- (6) 特殊の疾病による障がい者（医師の診断書等で確認できる場合）
- (7) ひとり親世帯（母子又は父子 ※20歳未満の子を扶養）
- (8) 多子世帯（18歳未満の子を現に3人以上扶養している世帯）
- (9) DV被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による（一時）保護終了後5年以内の者、同法による裁判所の命令発効から5年以内の者、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者、市役所等による「配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されている者のうち、いずれかの者）
- (10) 生活保護法に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付対象者
- (11) 著しく所得の低い世帯（所得が生活保護法に規定する被保護者に準じた世帯）
- (12) その他（戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、炭鉱離職者、犯罪被害者等のいずれかに該当する者で、「V 優先対象者」の表にある要件を満たす者）

## IV 資格の喪失

次の場合は入居決定後であっても入居資格を失いますのでご承知おきください。

- 1 入居決定後、申込資格がないことが判明した場合
- 2 入居決定後、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合
- 3 入居決定後、二重申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した場合
- 4 入居決定後、入居指定日までに同居親族の死亡により単身者となった場合
- 5 入居決定後生じた住所、連絡場所等の変更について連絡がなかった場合
- 6 指定された期日までに敷金の納付及び入居手続きを完了しなかった場合
- 7 現に公営住宅（市営住宅、県営住宅等）に入居中の場合
- 8 契約書の規定を守っていないことが判明した場合

## V 優先対象者

抽選は、番号の書かれた玉を抽出する抽選器で行いますが、優先対象者は、2回抽選器を回すことができ、1回抽選器を回す一般の申込者に比べて、抽選が有利となります。

優先対象者の方は資格を証する書面を必ず添付して下さい。

これがない場合は、一般扱い（1回抽選器を回す。）となります。

区分	世帯の内容	証明書等	発行窓口
①ひとり親世帯	配偶者のない者が20歳未満の子を扶養している世帯（母子・父子世帯）	児童扶養手当証書の写し 戸籍全部事項証明書（謄本） 独身証明書	市役所
	離婚が成立していなくてもDV（ドメスティックバイオレンス）被害により事実上婚姻関係が破綻している場合は、母子・父子世帯とみなします。	保護命令の発効通知、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に該当することの証明、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書の写し	地方裁判所、三重県女性相談支援センター、三重県配偶者暴力相談支援センター、市役所等

②高齢者世帯	全員が60歳以上の世帯 又は60歳以上と18歳未満のみの世帯	住民票の写し（入居を希望する者全員）	市役所
③障がい者世帯	身体障がい者がいる世帯	身体障害者手帳1～4級の写し	市役所
	精神障がい者がいる世帯	精神障害者保健福祉手帳1～3級の写し	市役所
	知的障がい者がいる世帯	療育手帳又は知的障害者（児）証明書の写し	市役所
	特殊の疾病による障がい者がいる世帯	特殊の疾病であると確認できる医師の診断書等の写し	医療機関
④戦傷病者世帯	戦傷病者がいる世帯	戦傷病者手帳の写し（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症の状態にある者）	県
⑤原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者がいる世帯	被爆者健康手帳の写し（厚生労働大臣の「医療の給付」の認定を受けている者）	県
⑥引揚者世帯	海外からの引揚者（引き揚げてから5年を経過していない者）がいる世帯	引揚証明書の写し	県
⑦炭鉱離職者世帯	炭鉱会社を離職した者がいる世帯	炭鉱離職者証明書又は炭鉱離職者求職手帳の写し	雇用・能力開発機構又は公共職業安定所長
⑧ハンセン病療養所入所者等のいる世帯	ハンセン病療養所入所者等がいる世帯	国立ハンセン病療養所の長（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた者は厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明書	国立ハンセン病療養所又は厚生労働省健康局疾病対策課長
⑨犯罪被害者等世帯	犯罪被害者等基本法に規定する犯罪被害者等がいる世帯	市営住宅入居申込に関する犯罪被害者等の申告書等	

## VI 家賃の決定方法

入居者は毎年収入等を申告していただき、それに基づいて次年度の家賃を決定します。

この収入申告を提出しない場合は、当該住宅の最高家賃額（近隣の民間アパートと同額程度）となります。

また、市営住宅に引き続き3年以上入居しており、入居世帯の収入が一定の基準（15万8千円 ※裁量世帯は21万4千円）を超える場合は、収入超過者と認定され、収入超過者は、家賃の割り増しが適用され、自発的に住宅を明け渡すよう努力していただく必要があります。

さらに、市営住宅に引き続き5年以上入居しており、入居世帯の収入が2年間引き続き一定の基準（31万3千円）を超える高額の収入がある場合、高額所得者と認定され、住宅の明渡しを請求しますので、速やかに市営住宅から退去いただくことになります。

## VII 入居に関する注意事項

- 1 **入居が決定した場合には、入居指定日までに、家賃の3か月分を敷金として納入していただきます。**
- 2 家賃は毎月末までに当月分を納付してください。口座振替も可能です。**家賃を滞納した場合は、市営住宅の明渡しと家賃の支払いを求め、入居名義人及び連帯保証人を裁判所に提訴しますのでご注意ください。**裁判となった場合には、滞納家賃のほか、市営住宅明渡し日までの損害賠償金（近傍同種家賃の2倍相当額）等を入居名義人及び連帯保証人に負担していただきます。
- 3 家賃以外に次のような費用が必要となります。
  - (1) 水道・電気・ガス等の使用料
  - (2) 入居中に破損及び汚損した箇所の修繕費
  - (3) 汚水処理施設の汚物等の処理に関する費用（桜島団地）
  - (4) 階段灯・外灯・エレベーター等の電気代、共用水栓の水道代、集会所及びエレベーターの維持管理費用等の共益費
  - (5) 自治会費等に類する費用
  - (6) その他、入居者が負担しなければならない費用
- 4 **市営住宅の駐車場は有料で、鈴鹿市営住宅管理センターに事前に申込みが必要です。駐車場に空きがある場合は、2台目の駐車場の申込みができる場合があります。**
- 5 **台所湯沸器、居室の照明器具、ガスコンロ、エアコン、網戸及びカーテンレール等は入居者の持ち込みとなっております。（潮風の街磯山のみ、網戸、及びカーテンレールが設置されています。） また、退去の際には入居者の負担で撤去していただきます。**
- 6 入居住戸は前入居者退去後一般的な修繕を済ませてあり、入居にあたって入居指定日現在の状況以上の修繕は行いません。
- 7 **犬猫等のペット類の飼育はできません。ペット類の飼育が判明した場合は、市営住宅を明け渡していただきますので注意してください。**
- 8 **原則として、親子間・兄弟姉妹間の入居承継はできません。**

## Ⅷ 市営住宅入居申込書 記入例

市営住宅入居申込書

世帯区分	希望団地	優先
一般	〇〇団地 *1	有 (要件： <input checked="" type="radio"/> 無 *2 )

入居申込者	フリガナ	スズカ タロウ	生年月日	昭和 55 年1月1日	
	氏名	鈴鹿 太郎 *3	電話番号	059-382-1100 *4	
	現住所	〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 スズカアパート 123 号室 *5			
	勤務先	名称	株式会社〇〇 *6	電話番号	059-382-7616 *7
所在地		鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 *8			
同居予定者	続柄 *9	フリガナ 氏名 *10	生年月日	職業又は 勤務先	同居別居の区分
	妻	スズカ ハナコ	昭和 60 年 2 月 2 日	無職	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居
		鈴鹿 花子			
	子	スズカ イチロウ	平成 17 年 3 月 3 日	学生	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居
		鈴鹿 一郎			
母	スズカ ヨシコ	昭和 25 年 7 月 7 日	無職	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	
	鈴鹿 良子				
		年 月 日			同居 別居
現在住んでいる住宅	1 持家    2 親又は兄弟の家    3 間借り    4 社宅又は寮 <input checked="" type="radio"/> 5 借家又はアパート    6 その他 (                      ) *11				
<p>上記のとおり相違ありませんので、必要書類を添えて、市営住宅の入居を申し込みます。</p> <p>なお、鈴鹿市が入居者資格を審査するに当たり、入居申込者及び同居予定者の世帯状況、市税の納付状況、暴力団員でないことを調査することに同意し、入居者資格に該当しないとき、この申込書に偽りがあるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。</p>					
					年 月 日
(宛先) 鈴鹿市長					
入居申込者氏名 <u>                    鈴鹿 太郎                    </u>					

- \* 1 募集团地の一覧表から希望する市営住宅の団地名及び世帯区分を記入してください。
- \* 2 いずれかに○を付けてください。優先資格“有”の方は、資格を証する書面を必ず添付してください。これがない場合は一般扱いとなります。  
※申込み資格要件に合わない場合は、仮当選しても失格となります。
- \* 3 申込者の氏名とフリガナを記入してください。
- \* 4 電話番号は緊急に連絡する場合がありますので、必ず記入してください。  
電話を所持していない場合は、電話連絡できる方の電話番号を必ず記入してください。なお、携帯電話でもかまいません。
- \* 5 住民票に記載の住所を記入してください。  
ここに記入された住所に通知等をしますので、正確に記入してください。
- \* 6・7・8  
現在の勤務先住所、自営を行っている場所等を記入してください。勤務していない場合は、\* 6の名称欄に「無職」と記入してください。
- \* 9 続柄は必ず記入してください。
- \* 10 同居予定者全員の氏名、フリガナ、生年月日、職業を記入してください。
- \* 11 該当する項目の番号に○を付け、記入箇所があれば記入してください。



第1号様式（第2条関係）

市営住宅入居申込書

世帯区分	希望団地	優先
		有（要件： ） 無

入居申込者	フリガナ			生年月日	年	月	日
	氏名			電話番号			
	現住所	〒					
	勤務先	名称			電話番号		
所在地							
同居予定者	続柄	フリガナ	生年月日		職業又は勤務先	同居別居の区分	
		氏名	年 月 日			同居別居	
			年 月 日			同居別居	
			年 月 日			同居別居	
			年 月 日			同居別居	
現在住んでいる住宅	1 持家    2 親又は兄弟の家    3 間借り    4 社宅又は寮 5 借家又はアパート    6 その他（ ）						
<p>上記のとおり相違ありませんので、必要書類を添えて、市営住宅の入居を申し込みます。</p> <p>なお、鈴鹿市が入居者資格を審査するに当たり、入居申込者及び同居予定者の世帯状況、市税の納付状況、暴力団員でないことを調査することに同意し、入居者資格に該当しないとき、この申込書に偽りがあるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）鈴鹿市長</p> <p style="text-align: center;">入居申込者氏名_____</p>							

